



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次

○ 告示

1154 条例の改正請求の要旨等 (市町村課)

告 示

和歌山県告示第1154号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による条例の改正の請求を平成18年9月22日に受理した。請求代表者の住所氏名及び請求の要旨は、次のとおりである。

平成18年9月22日

和歌山県知事 木村 良樹

1 請求代表者の住所氏名

和歌山県和歌山市堀止西一丁目10番14号 浦口高典

2 請求の要旨

少子高齢・人口減少が進む中、行財政改革が喫緊の課題であり、和歌山県議会の定数も削減すべきであると考える。

しかし、平成18年和歌山県条例第55号(以下「平成18年条例」)は、昭和61年和歌山県条例第42号(以下、「昭和61年条例」)と同数の46人であり、これでは到底県民の理解は得られない。厳しい財政状況のもと、行政全体として経費の削減が強く求められている中で、結果として時代に逆行していると言わざるを得ない。県は思い切った行財政改革によって、5年以内に知事部局の5270人を、1400人削減(約27%)することを決断している。また、一昨年から始まった市町村合併に伴ない、平成18年3月現在、県内の市町村議員は、745人から480人に約36%の削減。更に、全国都道府県議会では、平成18年2月現在、全国平均で8.3%の削減をしているが、本県を含め2県のみが法定上限数を適用している状況である。2番目に、定数配分に不合理な格差を持ち込んでいるということ。つまり、議員一人当たりの人口比率による定数配分を考慮し、平等を重視した選挙区の定数に「平成18年条例」はなっていない。例えば、伊都郡29817人、橋本市68525人で共に定数2。また、橋本市より人口が少ない有田郡51452人が定数3というのも理解できない。これは1票当たりの最大格差の一番高い伊都郡と橋本市で2.3倍になり、「平成18年条例」は「昭和61年条例」より格差が大きくなっている。3番目に、昨年12月議会において、議員提案により県民の皆さんから年間2億6000万円の「紀の国森づくり税」を5年間に渡り、徴収することを議会の賛成多数で議決し、県民に負担を求めている事実もあり、これらのことを考えたときに、定数削減と各

選挙区における議員数の改正は、当然のことであり、条例改正請求をするものである。